

保険種類のご案内

(特約のご案内)

2025年12月改定

閲覧用

閱覽用

生命保険にはいろいろな種類があります。
あなたの生活設計に
最適な保障プランをお選びください。

CONTENTS

1.	生命保険の上手な利用のしかた	3
2.	ご利用目的別生命保険の種類一覧	5
3.	保険種類の説明	7
4.	特約の説明	27
5.	各特約と保険種類の組み合わせ一覧	34
6.	契約者配当金について	35
7.	ご利用いただける制度	36
8.	保障の見直しをご検討の方へ	36
9.	ご契約に際しては必ずご覧ください	37
10.	変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、 変額保険（V2）（死亡保障型）について	40
	お問い合わせ・ご相談などについて	42
	We b サービスでの各種お手続きについて	42

1

生命保険の上手な利用のしかた

1 生活設計

将来の生活設計を考えるときに役立つのがライフサイクル表です。収入がどのように変化し、いつどのような支出があるかをつかむ将来の設計図です。

- いつ、どれくらいのお金が必要か
- 教育費や生活費が一番必要な時期はいつか
- いつごろから老後の準備をはじめるのかなど

ライフサイクル表をつければ、これらのことが一目でわかります。将来の生活に対する十分な経済的準備、つまり、ご家族のライフサイクルに合わせた生活設計をおすすめします。

2 生活設計と経済的準備

ご家庭の幸せを守るためにには、つぎのような5つの経済的準備が必要と言われています。

- ご主人が死亡された場合に必要な資金

遺族生活資金…末のお子さまが独立するまでの生活資金とその後の奥さまの生活資金の合計です。

- ご主人が長生きされた場合に必要な資金

老後生活資金…定年退職後のご主人・奥さまそれぞれの老後生活資金です。

- ご主人の生死に関係なく必要な資金

住宅資金

教育・結婚資金

緊急予備資金…病院への支払い・葬儀費用・借金の返済・家屋の修理費用などです。

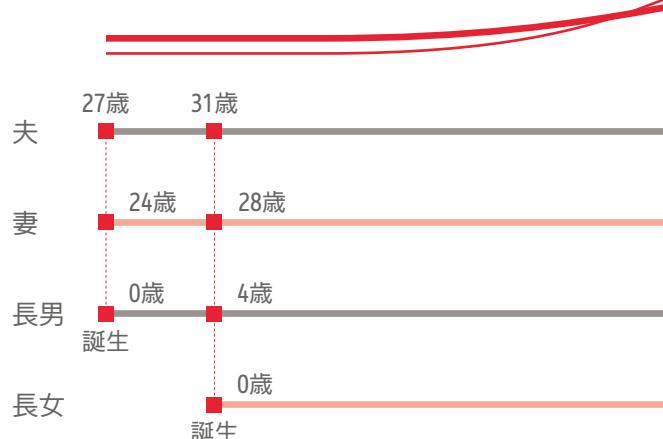
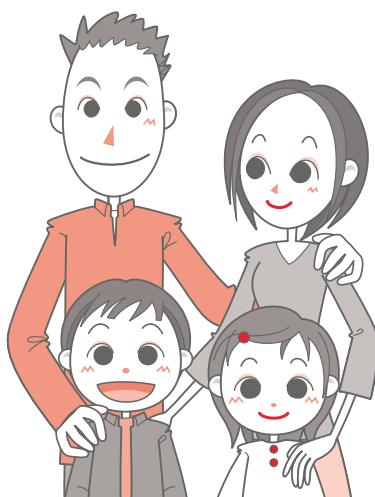
最低に見積ってもこれらの経済的準備が必要と言われています。SOMPOひまわり生命では、あなたのご家庭に最適なプランをお届けし、生活設計のお手伝いをいたしております。

閲覧用

■ライフサイクル表

成長期間 誕生～学校～就職・結婚

ご家族への責任期間 お子さまの誕生～



3 生活設計と生命保険設計

ご家族の人数、年齢、収入などによって生命保険の利用目的と保険種類は、変わってきます。あなたご自身のライフサイクル表で将来の設計をしてみると、そこから必要な保険種類が必ず明らかになります。

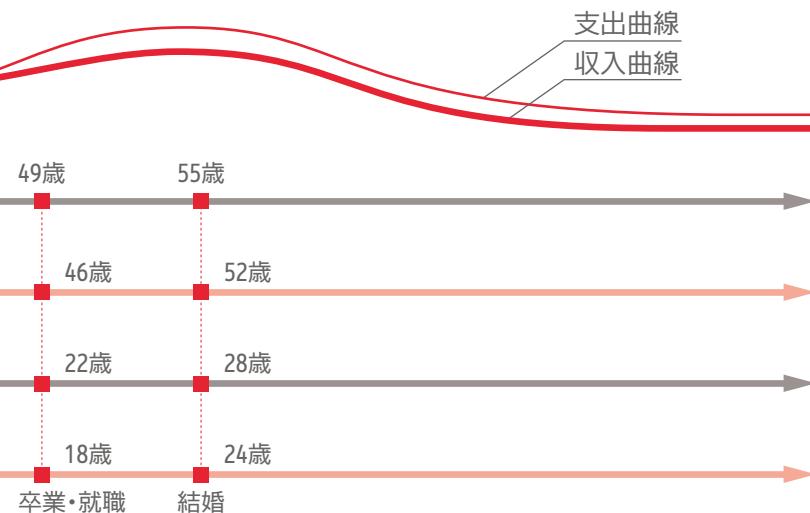
[生命保険を上手に利用するための手順]

1. まず契約目的をはっきりさせる
2. つぎに目的に合った保険種類を選ぶ
3. そして保険金額を決める
4. いつ、どのような保障が必要か、保険期間を決める



閲覧用

教育～お子さまの就職・結婚～ 老後生活期間 悠々自適の生活



2

ご利用目的別生命保険の種類一覧

生命保険にはいろいろな種類があります。ご利用の目的別に整理しますとつぎのとおりです。この冊子では、当社の保険種類をこの分類ごとに紹介していますので、保険種類をお選びになる際に、ぜひご活用ください。

統一分類名称

終身保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
一生涯の保障を希望される方に	無配当・5年ごと利差配当付 終身保険	7
	無配当 無選択型終身保険	8
	無配当・5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険	9
	無配当 特定疾病前払式終身保険	10

定期保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
お手頃な保険料で大きな保障を希望される方に	無配当 定期保険	11
	無配当 低解約返戻金型定期保険	12
	無配当 無解約返戻金型定期保険	13
	無配当 遞増定期保険	14
	無配当 無解約返戻金型収入保障保険	15

養老保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
保障と資産形成の両方を希望される方に	無配当・5年ごと利差配当付 養老保険	16

変額保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
現役世代の保障と特別勘定による運用での資産形成を希望される方に	無配当 変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)	17
	無配当 変額保険(V2) (死亡保障型)	18

●このパンフレットに記載してある保険料は2025年12月時点での保険料率に基づいて計算しております。

疾病・医療保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
充実した医療保障を希望される方に	無配当 医療保険（M1-O1）	19
	無配当 限定告知型医療保険（M2） (入院治療給付型)	20
認知症・軽度認知障害の保障を希望される方に	無配当 限定告知認知症一時金特約付 払込期間中無解約返戻金 限定告知骨折治療保険	21
特定疾病の保障を希望される方に	無配当 特定疾病保障定期保険	22
	5年ごと 利差配当付 特定疾病保障終身保険	22
働けなくなったときの保障を希望される方に	無配当 総合生活障害保障保険	23
	無配当 無解約返戻金型 総合生活障害保障保険	23
がんに対して重点保障を希望される方に	無配当 終身がん保険（C2） (がん治療給付型)	24
	無配当 終身がん保険（C3） (がん診断給付型)	

こども保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
お子さまの教育資金などの準備をしたい方に	5年ごと利差配当付 こども保険	25

傷害保険

ご契約の目的	販売名称	ページ
一生涯の災害保障を希望される方に	無配当 長期傷害保険	26

※お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

**無配当・5年ごと利差配当付
終身保険**

一生涯にわたる保障を
確保できます。

ご契約例(無配当の場合)

40歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／60歳払済

保険金額 1,000万円

月払保険料 ... 40,950円
(口座振替扱)

●契約年齢範囲 1歳～75歳(保険料払込期間などにより異なります。)

●無配当終身保険…配当金はありません。

●5年ごと利差配当付終身保険…ご契約後5年ごとの配当金は当社所定の利率で積み立て、ご契約の消滅時(死亡時など)にお支払いします。

《積立配当方式》



特徴

- 高齢化時代に備える一生涯保障です。
- ライフスタイルに合わせいろいろな特約がつけられます。
- 無配当終身保険には契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安になっています。
- 5年ごと利差配当付終身保険には、5年ごとに契約者配当金があります。(契約者配当金について詳しくは「6. 契約者配当金について」をご覧ください。)
- 保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
(無配当の場合のみ)
- 養老保険特約
(無配当の場合のみ)
- 災害死亡特約
- リビング・ニーズ特約
- 健康体料率特約(特約用)
(定期保険特約を付加した場合のみ)
- 年金支払特約
(無配当の場合のみ)
- 指定代理請求特約
- 年金移行特約
- 介護前払特約

無配当 無選択型終身保険

ご契約例

50歳男性

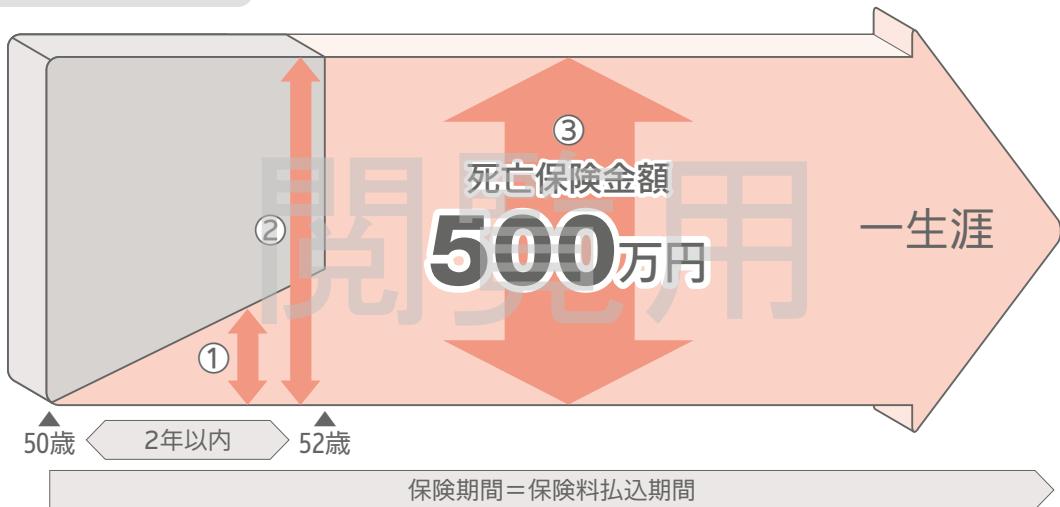
保険期間／終身

保険料払込期間／全期払

保険金額 500万円

月払保険料 ... 20,405円
(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 40歳～75歳(保険金額・払込方法により異なります。)
- この保険は無配当です。



ご契約日から2年以内の場合 ①不慮の事故・所定の感染症以外による死亡＝経過月数分の保険料
相当額(保険金額に対する月払保険料×経過月数)
②不慮の事故・所定の感染症による死亡＝③死亡保険金額

特徴

- 医師による診査も告知もいりません。簡単なお手続きだけでお申し込みいただけます。
- 一生涯の死亡保障を確保できます。
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故・発病した所定の感染症により死亡されたときは、経過年数にかかわらず死亡保険金額をお支払いします。
- 不慮の事故・所定の感染症以外により死亡されたときは、ご契約日から2年以内の場合、経過月数分の保険料相当額を、ご契約日から2年経過後の場合、死亡保険金額をお支払いします。
- 医師の診査などを受けることにより、この保険よりも保険料が割安の終身保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご加入できない場合もあります。

付加できる特約

- リビング・ニーズ特約
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

終身保険

無配当・5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険

一生涯にわたる保障を
合理的に確保できます。

ご契約例(無配当の場合)

40歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／60歳払済

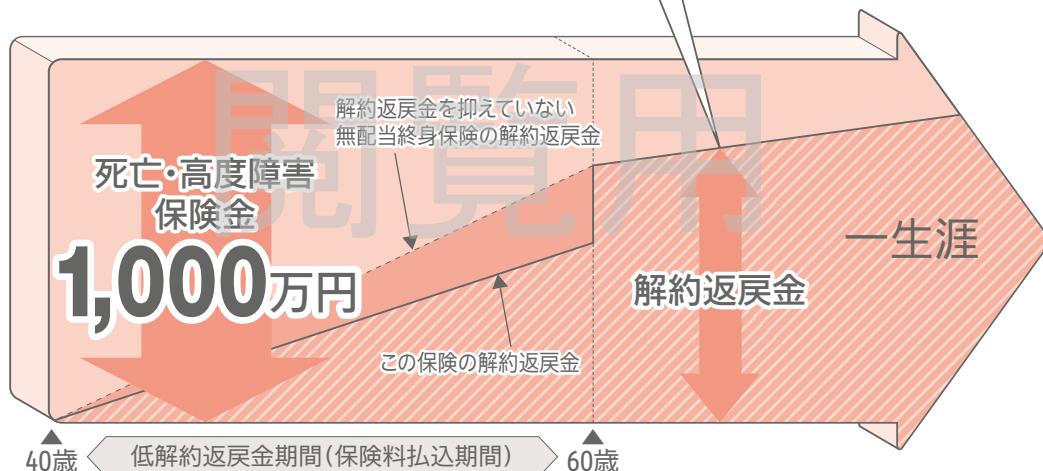
保険金額 1,000万円

月払保険料 ... 37,920円
(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 1歳～75歳(保険料払込期間などにより異なります。)
- 無配当低解約返戻金型終身保険…配当金はありません。
- 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険…ご契約後5年ごとの配当金は当社所定の利率で積み立て、ご契約の消滅時(死亡時など)にお支払いします。《積立配当方式》

「低解約返戻金期間」満了後の
解約返戻金は、無配当終身保険
と同水準になります。

保険料払込期間の最終の保険年度
末までの期間を、低解約返戻金
期間としています。その期間は、
解約返戻金を無配当終身保険の
70%に抑えています。



特徴

- 高齢化時代に備える一生涯保障です。
- 保険料が通常の終身保険と比べ割安です。
- 「低解約返戻金期間(保険料払込期間)」中の解約返戻金は終身保険の70%となります。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお払い込みいただくことを要します。解約された場合、以後の保障はなくなります。
- ライフスタイルに合わせいろいろな特約がつけられます。
- 無配当低解約返戻金型終身保険には契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安になっています。
- 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険には、5年ごとに契約者配当金があります。(契約者配当金について詳しくは「6. 契約者配当金について」をご覧ください。)
- 保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
(無配当の場合のみ)
- 災害死亡特約
- 介護一時金特約
- リビング・ニーズ特約
- 健康体料率特約(特約用)
(定期保険特約を付加した場合のみ)
- 年金支払特約
(無配当の場合のみ)
- 特定疾病診断保険料免除特約
- 指定代理請求特約
- 年金移行特約
- 介護前払特約

無配当

特定疾病前払式終身保険

特定疾病により、
所定の事由に該当したら
前払い金 + その後の保険料ゼロ

ご契約例(Ⅱ型)

40歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／60歳払済

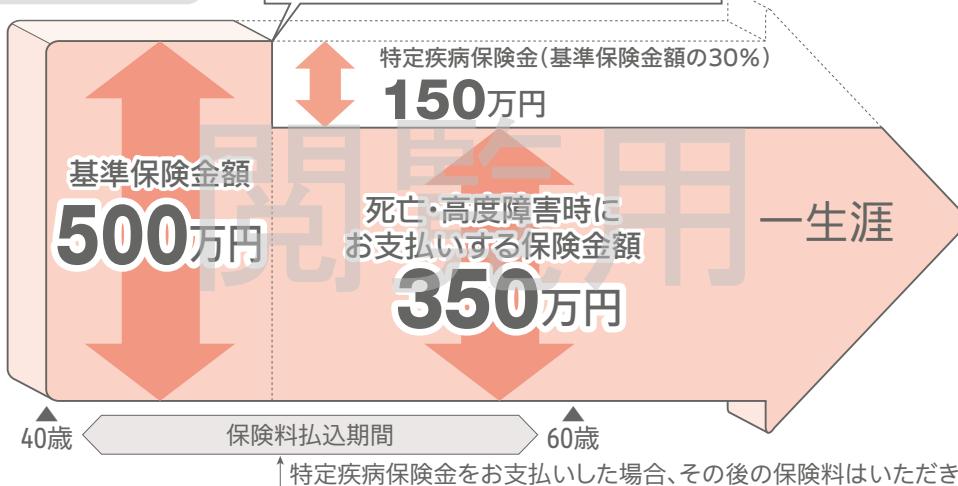
基準保険金額 500万円
(特定疾病保険金支払割合 30%)月払保険料 20,585円
(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 15歳～70歳
(保険料払込期間などにより異なります。)
- この保険は無配当です。

付加できる特約

- 指定代理請求特約

特定疾病により所定の事由に該当した場合、
特定疾病保険金(※)をお支払いします。



※特定疾病保険金の支払事由

悪性新生物(がん)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めて悪性新生物にかかったと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき
脳卒中	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき

●特定疾病保険金をお支払いする前に死亡または所定の高度障害状態になられた場合には、基準保険金額をお支払いし、ご契約は消滅します。

特徴

●悪性新生物(がん)(※1)、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の事由に該当したとき(※2)、保険金の一部を前払いし、その後の保険料のお払込みは免除されます。

※1 上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除きます。

※2 それぞれの疾病のお支払条件については、パンフレットまたはご契約のしおり・約款などでご確認ください。

●一生涯にわたり死亡または高度障害保障があります。

●特定疾病保険金支払割合は10～50%の間で選択できます。(10%単位)

●基準保険金額により、高額割引制度が適用されます。

保険種類の説明

定期保険

無配当

定期保険

お手頃な保険料で
大きな保障がえられます。

ご契約例

40歳男性

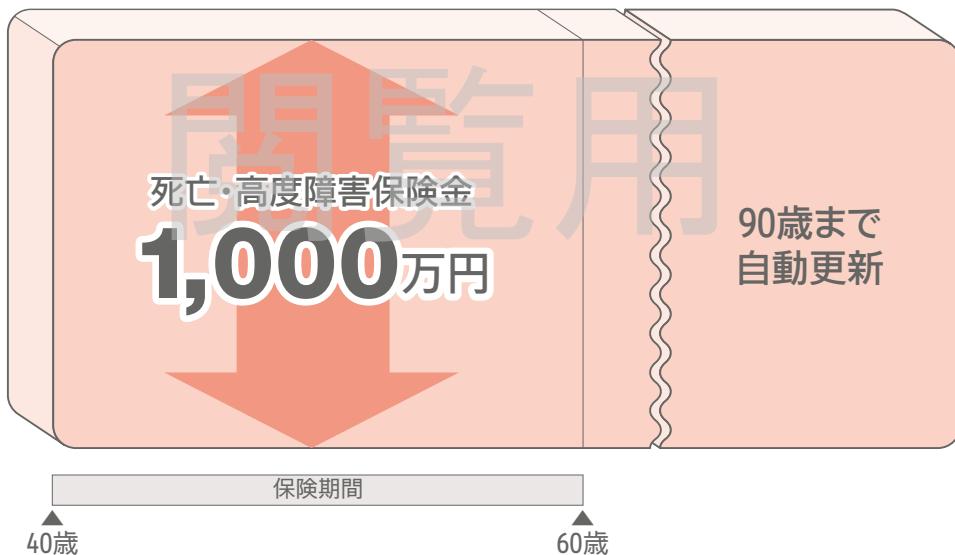
保険期間／20年満了

保険料払込期間／全期払

保険金額 … 1,000万円

月払保険料 … 3,700円
(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 15歳～80歳(保険期間などにより異なります。)
- この保険は無配当です。



特徴

- 保障重視の保険です。お手頃な保険料で大型保障が実現できます。
- 年満了契約の場合、健康状態にかかわらず契約を最長90歳まで自動的に更新できます。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率などにより計算します。
- ライフスタイルに合わせいろいろな特約がつけられます。
- 保険金額を途中で見直し、増額することができます。
- 保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
- 養老保険特約
- 災害死亡特約
- リビング・ニーズ特約
- 健康体料率特約(主契約用)
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

無配当 低解約返戻金型定期保険

お手頃な保険料で
大きな保障がえられます。

ご契約例

40歳男性

保険期間／60年満了

保険料払込期間／全期払

低解約返戻金期間 20年

保険金額 ……1,000万円

月払保険料 … 18,600円

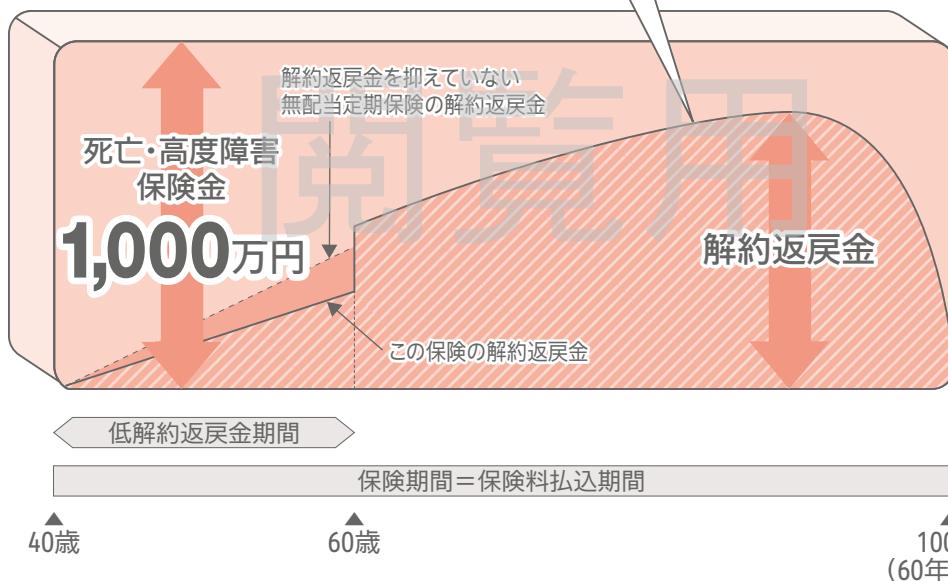
(口座振替扱)

●契約年齢範囲 15歳～80歳

●この保険は無配当です。

「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は、低解約返戻金型定期保険の責任準備金と同水準になります。

低解約返戻金期間中の解約返戻金を無配当定期保険の70%に抑えています。



特徴

●保障重視の保険です。

低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑えることにより、通常の定期保険に比べ割安な保険料で保障がえられます。

●低解約返戻金期間中の解約返戻金が無配当定期保険の70%に抑えられています。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、低解約返戻金型定期保険の責任準備金と同水準になります。(ただし、低解約返戻金期間満了日までのすべての保険料、および低解約返戻金期間満了日の翌日が属する払込期月の保険料をお払い込みいただくことを要します。)

●保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

●災害死亡特約

●リビング・ニーズ特約

●健康体率特約(主契約用)

●年金支払特約

●指定代理請求特約

保険種類の説明

定期保険

無配当 無解約返戻金型定期保険

お手頃な保険料で
大きな保障がえられます。

ご契約例

40歳男性

保険期間／80歳満了

保険料払込期間／全期払

保険金額 … 1,000万円

月払保険料 … 6,020円
(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 15歳～75歳(保険期間などにより異なります。)
- この保険は無配当です。
- この保険は保険期間を通じて解約返戻金はありません。



特徴

- 死亡保障に的を絞った合理的な保険です。
- 解約返戻金を無くすことにより、通常の定期保険に比べ割安な保険料で保障がえられます。
- 保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
- 養老保険特約
- 災害死亡特約
- リビング・ニーズ特約
- 健康体料率特約(主契約用)
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

無配当 遡増定期保険

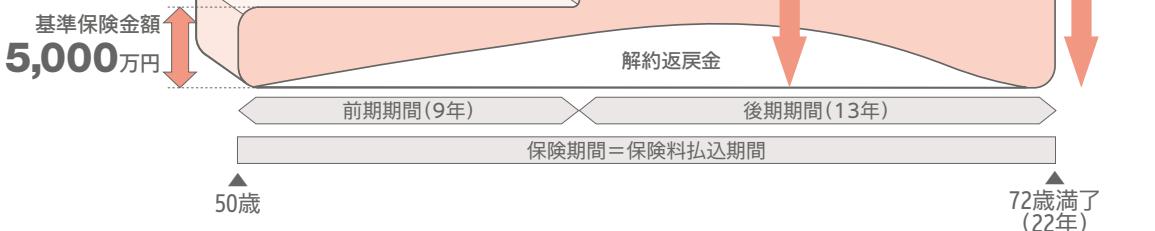
ご契約例

50歳男性

保険期間／22年満了
(前期期間9年・後期期間13年)
保険料払込期間／全期払
遡増率…前期期間0%（定額）
後期期間50%（複利）
基準保険金額 …… 5,000万円
年払保険料 … 4,147,800円

一定期間経過後に保障が
毎年えていく保険です。

- 契約年齢範囲 15歳～75歳（保険期間などにより異なります。）
- この保険は無配当です。



特徴

- 保険料は一定で保障額が増加します。
- 保険期間が前期期間と後期期間に分かれており、前期期間は保険金額が基準保険金額と同額で、後期期間は毎年50%複利で保険金額が増えていきます。（基準保険金額の5倍限度）
- 基準保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- リビング・ニーズ特約
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

定期保険

無配當

無解約返戻金型収入保障保険

ご契約例

40歳男性

保険期間／60歳満了

保険料払込期間／全期払

最低保証期間／2年

基準年金月額 … 30万円

月払保険料 8,610円

(平準払込方式・口座振替扱)

- お手頃な保険料で
大きな保障がえられます。

- 契約年齢範囲 20歳～80歳(保険期間などにより異なります。)
 - この保険は無配当です。
 - この保険は保険期間を通じて解約返戻金はありません。

例1:ご契約後61か月目(5年後から1か月間)に亡くなられた時

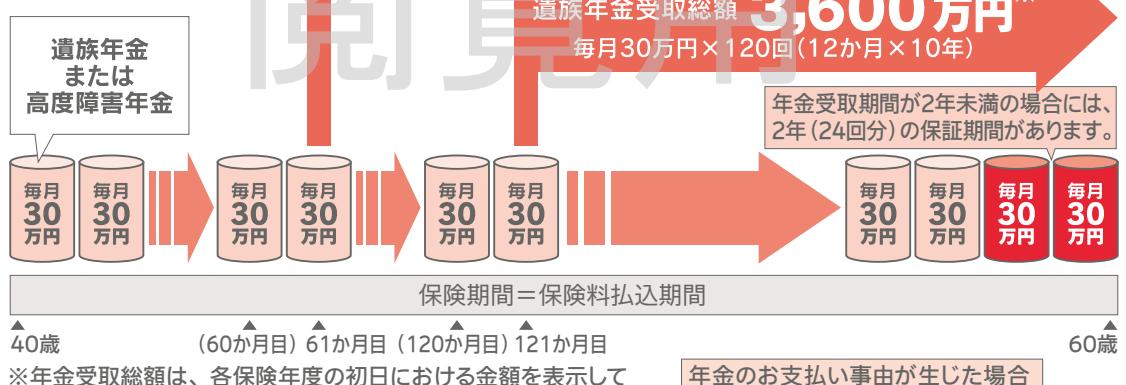
遺族年金受取総額 **5,400万円**※

毎月30万円×180回(12か月×15年)

例2:ご契約後12か月目(10年後から1か月間)に亡くなられた時

族年金受取総額 **3,600万**

年金受取期間が2年未満の場合には、
2年(24回分)の保証期間があります



※年金受取総額は、各保険年度の初日における金額を表示しています。なお、この金額は毎月減少していきます。

特徵

- 万一のとき、年金を保険期間が終了するまで毎月受け取れます。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。
 - 年金のお支払いには2年または5年の保証期間があります。
 - 5年ごとに保険料が減少する遞減払込方式と保険料が変わらない平準払込方式からお選びいただけます。
 - 解約返戻金を無くすことにより、割安な保険料で保障がえられます。
 - 基準年金月額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
 - 災害死亡特約
 - 七大疾病・就労不能保険料免除特約
 - 無解約返戻金型就労不能保障特約
 - 無解約返戻金型メンタル疾患保障付
七大疾病保障特約
 - リビング・ニーズ特約
 - 健康体料率特約(主契約用)
 - 健康体料率特約(特約用)
(定期保険特約を付加した場合のみ)
 - 指定代理請求特約

無配当・5年ごと利差配当付 養老保険

万一の際の保障と将来への備え、
ふたつの安心をお届けします。

ご契約例(無配当の場合)

40歳男性

保険期間／20年満了

保険料払込期間／全期払

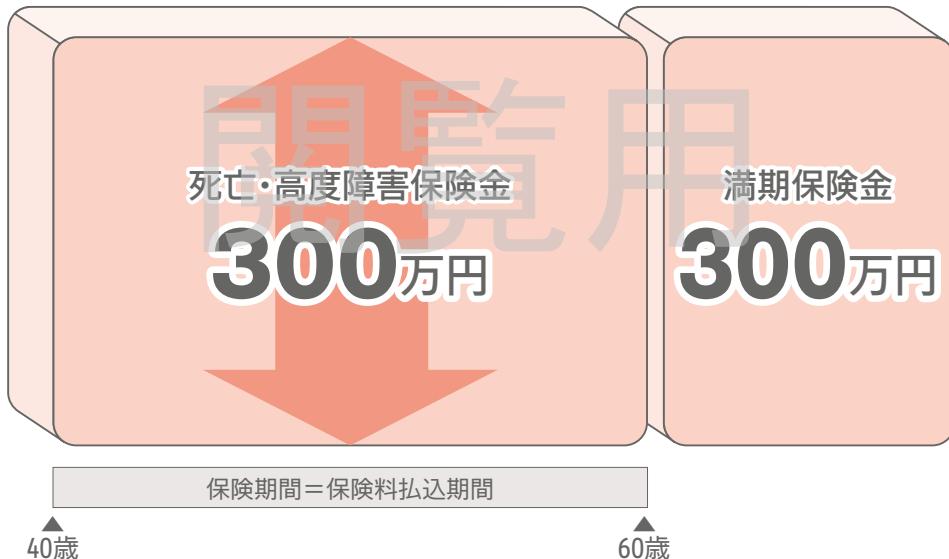
保険金額 300万円

月払保険料 ... 13,788円
(口座振替扱)

●契約年齢範囲 6歳～75歳(保険期間などにより異なります。)

●無配当養老保険…配当金はありません。

●5年ごと利差配当付養老保険…ご契約後5年ごとの配当金は当社所定の利率で積み立て、ご契約の消滅時にお支払いします。《積立配当方式》



特徴

- 将来のための資金が計画的に準備できます。
- ライフスタイルに合わせいろいろな特約がつけられます。
- 無配当養老保険には契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安になっています。
- 5年ごと利差配当付養老保険には、5年ごとに契約者配当金があります。(契約者配当金について詳しくは「6. 契約者配当金について」をご覧ください。)
- 保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 定期保険特約
(無配当の場合のみ)
- 養老保険特約
(無配当の場合のみ)
- 災害死亡特約
- リビング・ニーズ特約
- 健康体料率特約(特約用)
(定期保険特約を付加した場合のみ)
- 年金支払特約
(無配当の場合のみ)
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

変額保険

無配当 変額保険(V1) (就労不能・介護保障型)

ご契約例

30歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／35年

基本保険金額 … 1,000万円

月払保険料 … 18,580円(口座振替扱)

特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの生命保険です。

●契約年齢範囲 20歳～60歳

●この保険は無配当です。

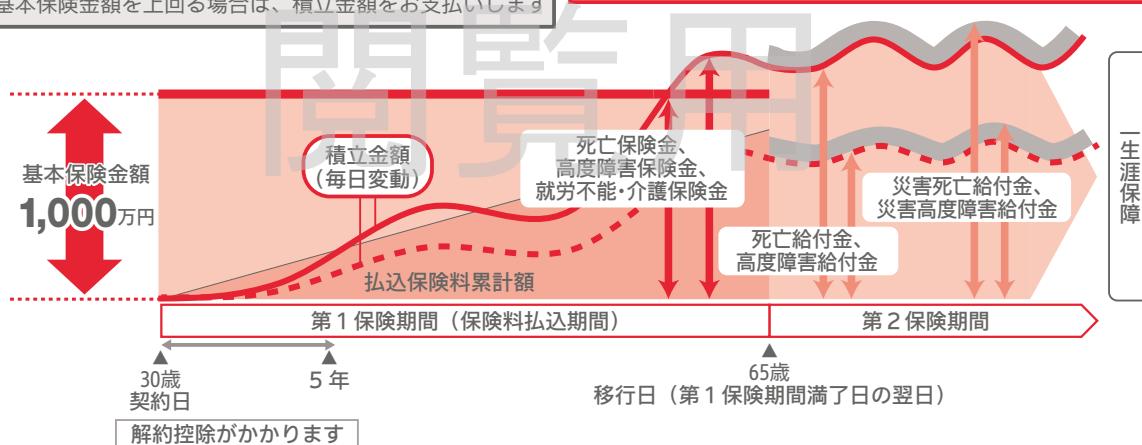
●記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。

●積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。

— 積立金額 —
(運用が好調な場合) — 積立金額 —
(運用が不調な場合)

- 第1保険期間中、基本保険金額は最低保証されます
- 第1保険期間中、支払事由に該当したときに積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額をお支払いします

- 第2保険期間中に支払事由に該当した場合は積立金額をお支払いします
- 不慮の事故・所定の感染症を原因とする場合は積立金額の110%をお支払いします
- 第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません



ご注意いただきたい点について、40ページを必ずご確認ください。

特徴

- 第1保険期間、第2保険期間ともに特別勘定で運用されます。
- 保険料払込期間である第1保険期間中は、死亡・高度障害・就労不能・介護を保障しながら、資産形成が可能です。
- 第2保険期間は終身で設定され、死亡・高度障害を保障します。お客様のニーズに合わせて、減額・解約をすることで積立金を資金として活用することができます。(第2保険期間移行後は、就労不能・介護の保障はなくなります。)
- 9種類の特別勘定から運用対象を選択できます。
- 健康状態・喫煙状況等により「健康ステージを適用する場合の特則」を付加することができます。特則が付加された場合、第1保険期間中は適用される健康ステージに応じた「健康積立金」が積立金に毎月加算されます(※)。

(※)ご契約内容によっては、健康積立金がごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。

- 基本保険金額により、高額割引制度が適用されます。

附加できる特約

- 変額用保険料免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 年金移行特約
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

無配当 変額保険(V2) (死亡保障型)

ご契約例

30歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／35年

基本保険金額 … 1,000万円

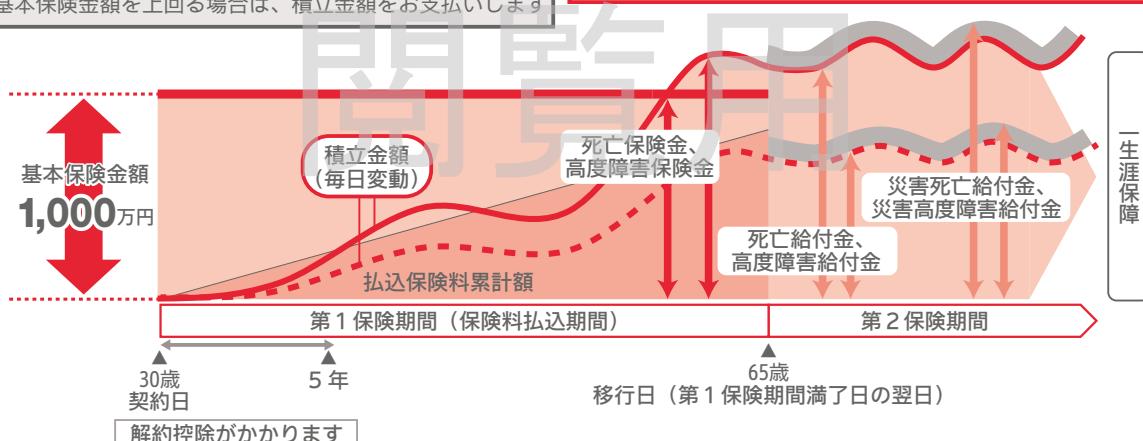
月払保険料 … 18,270円(口座振替扱)

特別勘定の運用実績に基づいて積立金額、解約返戻金額等が変動(増減)するしくみの生命保険です。

- 契約年齢範囲 0歳～70歳(0歳は生後15日以上かつ退院後にお取扱い可)
- この保険は無配当です。
- 記載の図はイメージであり、積立金額推移は例示です。将来の積立金額などを保証するものではありません。
- 積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。

- | | |
|--|----------------------|
| ■ 積立金額
(運用が好調な場合) | ■ 積立金額
(運用が不調な場合) |
| <ul style="list-style-type: none"> ●第1保険期間中、基本保険金額は最低保証されます ●第1保険期間中、支払事由に該当したときに積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額をお支払いします | |

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●第2保険期間中に支払事由に該当した場合は積立金額をお支払いします ●不慮の事故・所定の感染症を原因とする場合は積立金額の110%をお支払いします ●第2保険期間には基本保険金額の最低保証はありません |
|--|



ご注意いただきたい点について、40ページを必ずご確認ください。

特徴

- 第1保険期間、第2保険期間ともに特別勘定で運用されます。
- 保険料払込期間である第1保険期間中は、死亡・高度障害を保障しながら、資産形成が可能です。
- 第2保険期間は終身で設定され、死亡・高度障害を保障します。お客様のニーズに合わせて、減額・解約をすることで積立金を資金として活用することができます。
- 9種類の特別勘定から運用対象を選択できます。
- 被保険者の契約年齢、健康状態・喫煙状況等により「健康ステージ」を適用する場合の特則」を付加することができます。特則が付加された場合、第1保険期間中は適用される健康ステージに応じた「健康積立金」が積立金に毎月加算されます(※)。

(※)ご契約内容によっては、健康積立金がごくわずかな場合があります。年齢や性別によっては、まったくない場合もあります。

- 基本保険金額により、高額割引制度が適用されます。

付加できる特約

- 変額用保険料免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 年金移行特約
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

疾病・医療保険

無配当

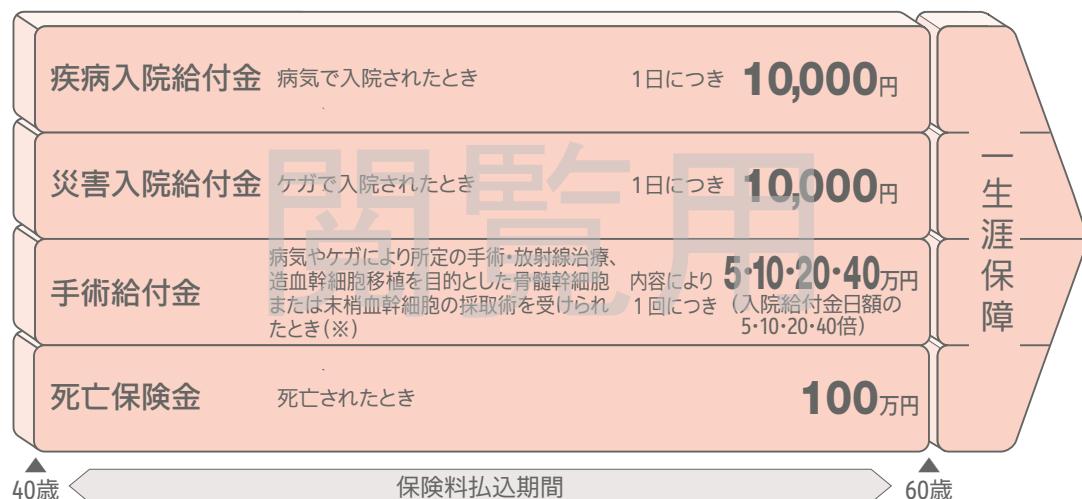
医療保険(MI-01)

様々なニーズに合わせて
設計できる保障です。

ご契約例

40歳男性
B型・60日型
保険期間／終身
保険料払込期間／60歳払済
入院給付金日額 … 10,000円
月払保険料 …… 17,970円(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 0歳～80歳(契約タイプ、保険期間などにより異なります。)
- この保険は無配当です。
- 死亡保険金不担保特則を付加した場合、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。



※骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いの対象となるのは、責任開始日(復活日)から起算して1年経過後の採取術となり、手術給付金のお支払いは2回を限度とします。

特徴

- 病気・ケガによる入院・手術を保障します。
- 1入院の支払限度の型は180日・120日・60日・40日型の中から選べ、どの型も通算1,000日まで保障します。
- また、新三大疾病により入院した場合、通算支払限度を超えて無制限に疾病入院給付金をお支払いします。
- 生存給付金をお支払いするA型もあります。
- 死亡保険金のないタイプもあります。
- 手術給付金のないタイプもあります。
- 更新のある定期タイプもあります。
- 付加できる特約のほか、主契約の保障内容を充実させるために付加できる特則も用意しています。ニーズに応じていろいろな特則・特約がつけられます。

付加できる特約

- 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)
- 医療用入院一時金特約
- 医療用女性疾病入院特約
- 医療用新三大疾病一時金特約
- 医療用新先進医療特約
- 医療用通院特約
- 医療用新がん診断給付特約
- 医療用新がん外来治療給付特約
- 医療用がん入院特約
- 医療用抗がん剤治療給付特約
- 医療用保険料免除特約
- 医療用特定疾病診断保険料免除特約
- 医療用総合生活障害保障特約
- 医療用介護年金特約
- 介護一時金特約
- 定期保険特約
- 指定代理請求特約

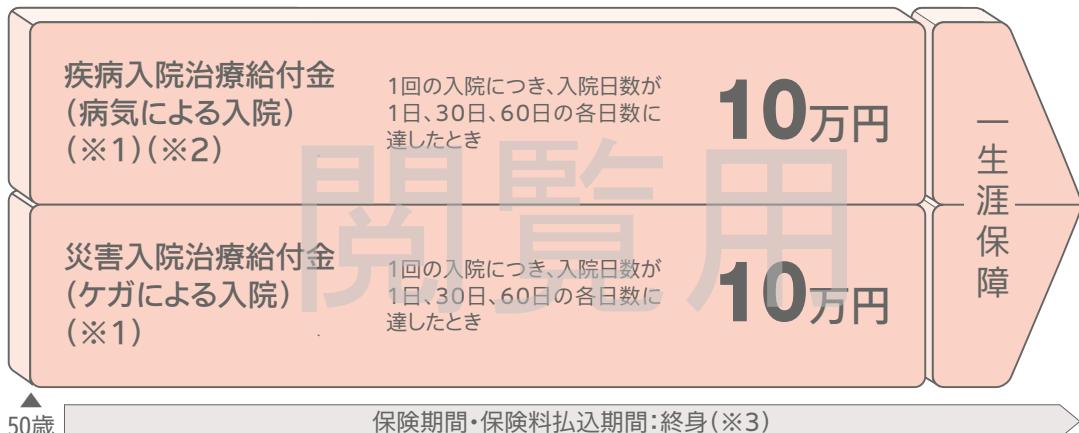
無配当 限定告知型医療保険（M2） (入院治療給付型)

健康に不安のある方がお申し込みいただける、病気・ケガによる入院を一時金としてまとまったお金で保障する保険です。

ご契約例

50歳男性
保険期間／終身
保険料払込期間／終身払
入院治療給付金額 … 10万円
月払保険料 …… 3,520円(口座振替扱)

- 契約年齢範囲 18歳～85歳（保険料払込期間などにより異なります。）
- この保険は無配当です。
- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。



- (※1)日帰り入院(入院基本料の支払の有無などを参考に判断します)を含みます。
 (※2)骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を直接の目的とする入院を含みます。骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を直接の目的とする入院による疾病入院治療給付金のお支払いは2回を限度とします。
 (※3)保険料払込期間が終身払以外の場合には、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときに入院治療給付金額と同額の死亡給付金をお支払いします。

特徴

- 簡単な告知でお申し込みすることができます。ご契約に際して、医師による診査はありません。
- 入院治療給付金は通算120回まで保障します。また、新三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)により入院した場合、通算支払回数限度をこえて疾病入院治療給付金をお支払いします。
- 付加できる特約のほか、主契約や特約の保障内容を充実させるために付加できる特則も用意しています。各種特則・特約を付加することにより、ニーズに合わせた保障がえられます。

注)この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。このため、保険料は、当社の通常の医療保険に比べ割増しされています。より詳細な告知をいただくことや医師の診査などを受けることなどにより、この保険よりも保険料が割安の医療保険にお申し込みいただくことができます。ただし、その場合、告知・診査結果などによりご契約いただけないこともあります。

付加できる特約

- 限定告知医療用入院給付特約
- 限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約
- 限定告知医療用外来手術給付特約
- 限定告知医療用新先進医療特約(支援給付金付)
- 限定告知介護年金特約
- 限定告知介護一時金特約
- 限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約
- 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

疾病・医療保険

無配当

限定告知認知症一時金特約付払込期間中
無解約返戻金限定告知骨折治療保険

認知症・軽度認知障害への備えや
骨折やケガ・所定の感染症による
万一の保障を確保できる保険です。

ご契約例

50歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／終身払

主契約の基準給付金額 …… 10万円

限定告知認知症一時金特約の

基準一時金額 …… 200万円

月払保険料 …… 4,820円

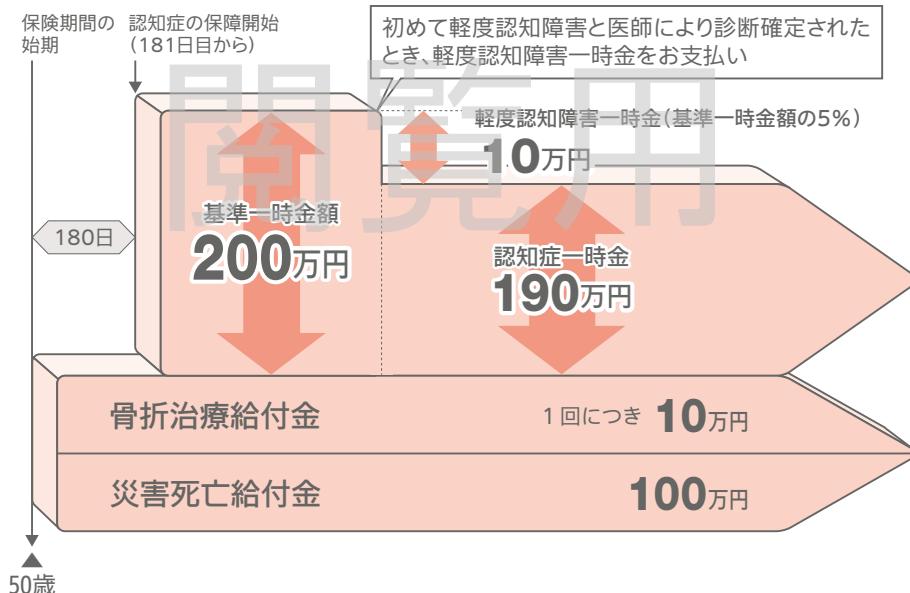
(口座振替扱)

●契約年齢範囲 20歳～80歳

●この契約は無配当です。

●保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

●「認知症および軽度認知障害」の保障は、「特約の保険期間の始期の属する日から起算して180日経過後」に開始されます。「認知症および軽度認知障害」の保障開始前に「認知症または軽度認知障害」と医師に診断確定されていた場合、限定告知認知症一時金特約は無効となります。



特徴

- 認知症・軽度認知障害への備えを確保できます。
- 骨折による初めての治療やケガ・所定の感染症による万一の保障を確保できます。
- 簡単な告知でお申し込みすることができます。ご契約に際して、医師による診査はありません。
- 各種特約を付加することにより、より充実した保障をご準備いただけます。

注)この保険は、健康に不安がある方でも、簡単な告知でお申し込みいただけるよう設計された商品です。
このため、保険料は、当社の通常の保険に比べ割増しされています。

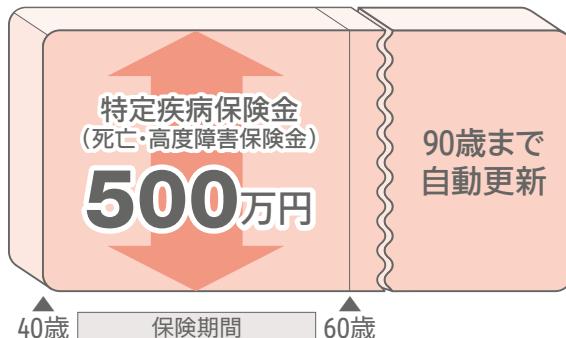
付加できる特約

- 限定告知認知症一時金特約
- 限定告知介護一時金特約
- 限定告知介護年金特約
- 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約
- 指定代理請求特約

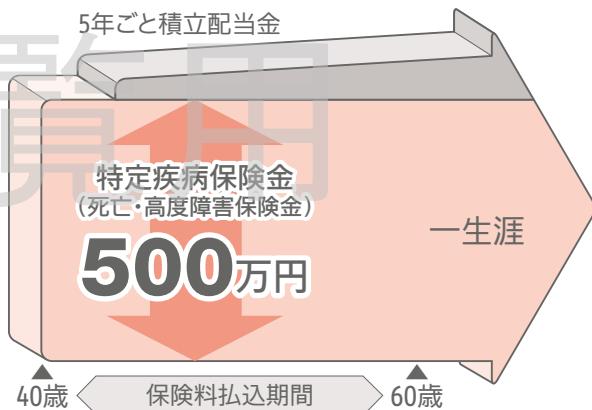
無配当**特定疾病保障定期保険****ご契約例**

40歳男性
保険期間／20年満了
保険料払込期間／全期払
保険金額 500万円
月払保険料 4,055円
(口座振替扱)

特定疾病により
所定の事由に該当したときに
保険金をお支払いします。

**5年ごと利差配当付****特定疾病保障終身保険****ご契約例**

40歳男性
保険期間／終身
保険料払込期間／60歳払済
保険金額 500万円
月払保険料 22,915円
(口座振替扱)

5年ごと積立配当金**特徴**

- 悪性新生物(がん)(※1)、急性心筋梗塞、脳卒中に備えた保険(※2)です。

※1上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除きます。

※2それぞれの疾病のお支払条件については、パンフレットまたはご契約のしおり・約款などでご確認ください。

- 特定疾病保険金をお支払いした場合ご契約は消滅し以後の死亡・高度障害保障はなくなります。

- 死亡または所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。

●定期タイプには契約者配当金はありませんが、その分保険料が割安になっています。また健康状態にかかわらず自動更新できます。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率などにより計算します。

●終身タイプは5年ごとに契約者配当金があります。(契約者配当金について詳しくは「6.契約者配当金について」をご覧ください。)

- 契約年齢範囲 15歳～70歳
(保険期間などにより異なります。)

- 無配当特定疾病保障定期保険…配当金はありません。

- 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険…ご契約後5年ごとの配当金は当社所定の利率で積み立て、ご契約の消滅時にお支払いします。《積立配当方式》

付加できる特約

- 年金支払特約
(定期タイプの場合のみ)
- 指定代理請求特約

保険種類の説明

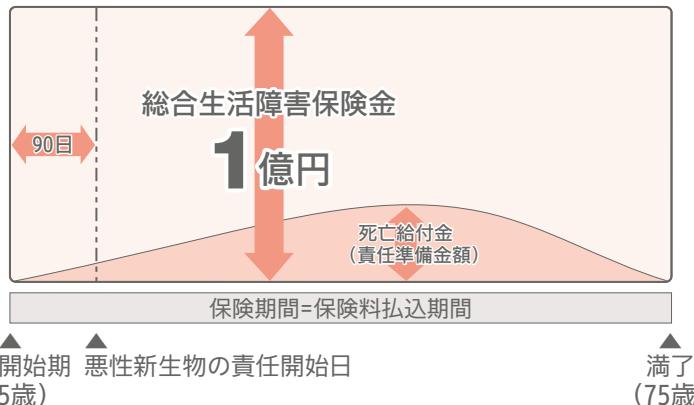
疾病・医療保険

無配当 総合生活障害保障保険

ご契約例

45歳男性
保険期間／75歳満了
保険料払込期間／全期払
保険金額 1億円
月払保険料 ... 236,700円
(口座振替扱)

働けなくなつた場合のリスクを
しっかりサポートします。



無配当 無解約返戻金型 総合生活障害保障保険

ご契約例

45歳男性
保険期間／75歳満了
保険料払込期間／全期払
保険金額 1億円
月払保険料 ... 183,800円
(口座振替扱)



特徴

- 七大疾病（悪性新生物（※1）、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患）による所定の事由、所定の就労不能状態、所定の要介護状態、所定の高度障害状態に備えた保険（※2）です。
- ※1 悪性新生物の保障は、責任開始期の属する日から起算して91日目に開始されます。上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象外です。
- ※2 お支払条件については、パンフレットまたはご契約のおり、約款などでご確認ください。
- 無配当総合生活障害保障保険は死亡されたとき、死亡給付金（責任準備金額）をお支払いします。
- 総合生活障害保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- 総合生活障害保険金または死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

- 契約年齢範囲 15～70歳
- この保険は無配当です。
- 無配当無解約返戻金型総合生活障害保障保険は、解約返戻金はありません。

付加できる特約

- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

無配当 終身がん保険（C2） (がん治療給付型)

ご契約例（I型）（非喫煙者保険料率）

40歳男性

保険期間／終身

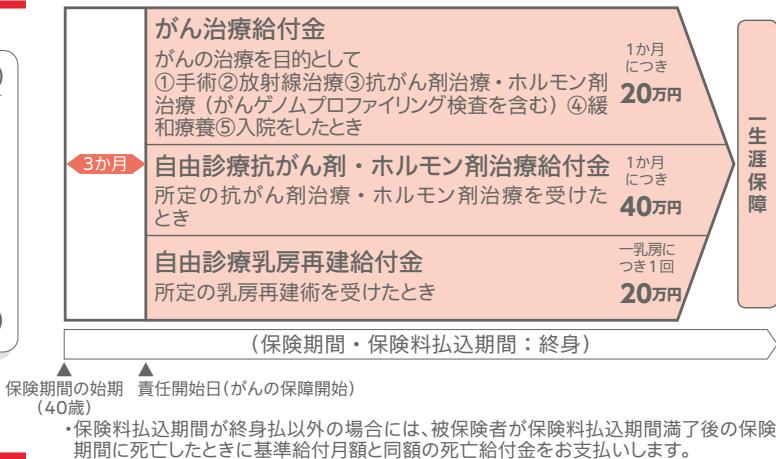
保険料払込期間／終身払

がん治療給付金

基準給付月額 20万円

月払保険料 2,380円
(口座振替扱)

収入減と治療をサポートし、
高額療養費制度をふまえた
合理的な保障を提供します。



無配当 終身がん保険（C3） (がん診断給付型)

ご契約例（非喫煙者保険料率）

40歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／終身払

がん診断給付金 ⋯ 100万円

月払保険料 2,100円
(口座振替扱)



特徴

●所定のがんの治療を受けた月ごとに、がん治療給付金をお受け取りいただけます。（C2の場合）

※II型の場合、入院によるがん治療給付金の保障はありません。

●所定の自由診療によるがん治療および所定のがんゲノムプロファイリング検査を保障します。（C2の場合）

●がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。

がん診断給付金の支払後、所定の状態に該当する場合、1年に1回がん診断給付金をお支払いします。（C3の場合）

●がんの保障は、「保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後（責任開始日）」に開始されます。がんの保障開始前に「がん」と医師により診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金はお支払いできません。

●20歳以上で1年以上タバコを吸っていない方は割安な保険料でお申し込みできる非喫煙者保険料率をご用意しています。

●ニーズに応じていろいろな特約がつけられます。

●契約年齢範囲 6歳～80歳
(保険料払込期間などにより異なります)

●この保険は無配当です。

●保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

付加できる特約

●がん診断給付特約（C2の場合のみ）

●抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約
(C3の場合のみ)

●がん入院特約

●がん外来治療給付特約

●新がん先進医療特約

●がん保険料免除特約

●指定代理請求特約

保険種類の説明

こども保険

5年ごと利差配当付 こども保険

お子さまの教育資金などを
準備する保険です。

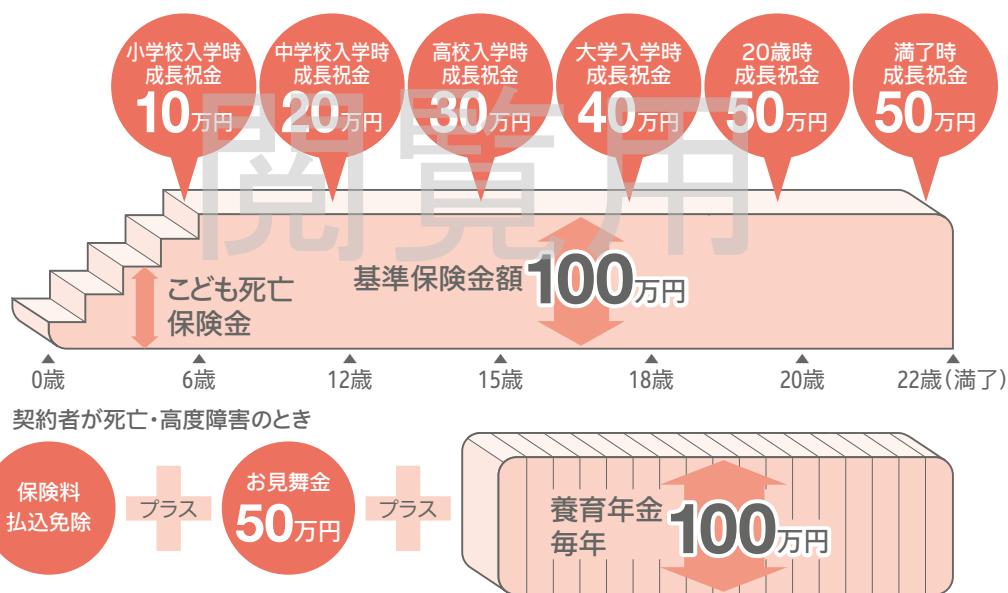
ご契約例(A型)

被保険者／お子さま0歳
契約者／お父さま30歳
保険期間／22歳満了
保険料払込期間／全期払
基準保険金額 … 100万円
月払保険料 … 10,715円
(口座振替扱)

●契約年齢範囲 被保険者0歳～15歳

契約者18歳～70歳(保険期間などにより異なります)

●5年ごと利差配当付こども保険…ご契約後5年ごとの配当金は当社所定の利率で積み立て、ご契約の消滅時にお支払いします。《積立配当方式》



特徴

- お子さまの所定の年齢ごとおよび満了時に合わせて、成長祝金をお支払いします。
- ご契約者が万一のときにも、お見舞金や毎年の養育年金でお子さまの成長をサポートします。(お見舞金、養育年金のないB型もあります。)
- 出生前加入特則により出産予定日の140日前からご加入できます。
- 15歳満了、18歳満了、22歳満了の3タイプがあります。
- 5年ごとに契約者配当金があります。(契約者配当金について詳しくは「6. 契約者配当金について」をご覧ください。)

付加できる特約

●指定代理請求特約

無配当

長期傷害保険

ご契約例(長期傷害用災害入院特約付)

40歳男性

保険期間／終身

保険料払込期間／全期払

災害保険金額 2,000万円

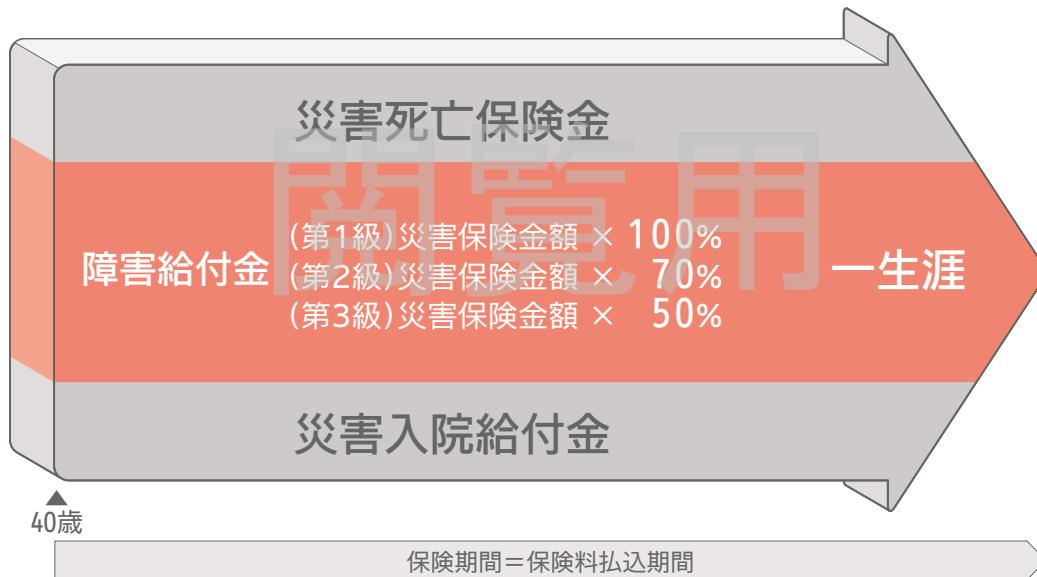
災害入院給付金日額 5,000円

年払保険料 232,845円

突然のケガ・所定の感染症を
しっかりサポートします。

●契約年齢範囲 15歳～70歳

●この保険は無配当です。



特徴

- 業務上・業務外にかかわらず一生涯保障します。
- 不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき、災害死亡保険金をお支払いします。
- 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当されたとき、障害給付金をお支払いします。
- 不慮の事故により所定の障害状態に該当した場合、保険料のお払込みは免除されます。
- 不慮の事故または所定の感染症により、継続して2日以上入院された場合、災害入院給付金をお支払いします。

※この保険は不慮の事故および所定の感染症に対する保障に特化したものです。したがって、疾病などによる死亡・入院などは保障されません。

付加できる特約

- 長期傷害用災害入院特約
- 年金支払特約
- 指定代理請求特約

4

特約の説明

さらに保障を充実させるためにいろいろな特約をご用意しています。

§ 死亡・高度障害の際の保障を大きくするための特約

目的	特 約 名	内 容
死亡・高度障害の保障をさらに増やしたい方へ	定期保険特約	死亡・所定の高度障害のとき、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
万一の保障だけでなく、資金準備もお考えの方へ	養老保険特約	満期のとき満期保険金を、死亡・所定の高度障害のとき死亡・高度障害保険金をお支払いします。

§ 災害による保障のための特約

目的	特 約 名	内 容
不慮の事故に備えたい方へ	災害死亡特約	不慮の事故で180日以内に死亡・所定の高度障害のとき、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害のとき、災害死亡・高度障害保険金をお支払いします。

§ 保険金などのお支払いの幅を広げるための特約

目的	特 約 名	内 容
余命6か月以内と判断されるとき、生前給付をご希望の方へ	リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 (一被保険者につき3,000万円が限度となります。支払額は、指定保険金額に対して少なくなります。)
保険金を年金で受け取りたい方へ	年金支払特約	保険金などの支払いを一時支払に代えて年金でお支払いします。
あらかじめ指定した代理人などにより保険金などを請求したい方へ	指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情があると当社が認めたときは、指定代理請求人が請求することができます。
保険契約を年金に移行したい方へ	年金移行特約	保険料払込期間経過後、当社所定の要件を満たした場合に、将来の保険金のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払いに移行することができます。
所定の要介護状態となった場合に、生前給付をご希望の方へ	介護前払特約	つぎのすべてに該当するとき死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 ・主契約の保険料払込期間経過後 ・被保険者の年齢が満65歳以上 ・公的介護保険制度により要介護4または要介護5と認定 (他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円が限度となります) 支払額は、指定保険金額にもとづき、請求日における当社所定の率により計算した金額です。(支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。)

§ 医療保険のための特約

目的	特 約 名	内 容
医療保険 (MI-01) を充実させる ために	医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)	高血圧症・脂質異常症・高血糖症のいずれかの投薬治療をおこなったとき、健康回復支援給付金をお支払いします。 ＊高血圧症・脂質異常症・高血糖症で治療中や経過観察中の場合は、この特約を付加できません。
	医療用入院一時金特約	病気やケガによる入院をされたとき、入院一時金をお支払いします。
	医療用女性疾病入院特約	女性特定疾病により入院されたとき、女性疾病入院給付金をお支払いします。
	医療用新三大疾病一時金特約	初めてがんと診断確定されたとき(2回目以降はがんによる入院)、または心疾患・脳血管疾患により入院をされたとき、それぞれ一時金をお支払いします。
	医療用新先進医療特約(※1)	先進医療による療養をされたとき、先進医療給付金をお支払いします。(支払額を通算して2,000万円限度となります。)
	医療用通院特約	病気やケガで入院され、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院されたとき、疾病通院給付金または災害通院給付金をお支払いします。
	医療用新がん診断給付特約	がんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。 ＊2回目以降のがん診断給付金のお支払いは、前回のがん診断給付金の支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過していることが必要です。
	医療用新がん外来治療給付特約(※2)	がんによる外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。
	医療用がん入院特約	がんにより入院されたとき、がん入院給付金をお支払いします。
	医療用抗がん剤治療給付特約	所定の抗がん剤治療を受けられたとき、抗がん剤治療給付金(または自由診療抗がん剤治療給付金)をお支払いします。
	医療用保険料免除特約	つぎのいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。 (1)七大疾病(※3)による所定の事由に該当 (2)国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (3)所定の就労不能状態に該当
	医療用特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(※4)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。
	医療用総合生活障害保障特約	つぎのいずれかに該当したとき、総合生活障害年金をお支払いします。 (1)七大疾病(※3)による所定の事由に該当 (2)所定の就労不能状態に該当 (3)・公的介護保険制度により要介護3以上と認定 ・満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態(※5)に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (4)所定の高度障害状態に該当

特約の説明

目的	特 約 名	内 容
医療保険 (MI-01) を充実 させるために	医療用介護年金特約	つきのいずれかに該当したとき、介護年金をお支払いします。 (1)公的介護保険制度により要介護3以上と認定 (2)満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態(※5)に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3)所定の高度障害状態に該当 被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。
	介護一時金特約	つきのいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。 (1)公的介護保険制度により要介護1以上と認定 (2)満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態(※6)に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3)所定の高度障害状態に該当 介護一時金のお支払いは1回限りです。 介護一時金が支払われる場合、当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。
限定告知型 医療保険(M2) (入院治療給付型) を充実させる ために	限定告知医療用入院給付特約	病気やケガにより入院をされたとき、入院給付金をお支払いします。
	限定告知医療用新三大疾病入院治療給付特約	新三大疾病(※7)により入院し、かつ1回の入院につき、入院日数が1日、30日、60日の各日数に達したとき、新三大疾病入院治療給付金をお支払いします。
	限定告知医療用外来手術給付特約	病気やケガにより入院(日帰り入院含む)を伴わない所定の手術などを受けたとき、外来手術給付金をお支払いします。
	限定告知医療用新先進医療特約(支援給付金付)(※1)	先進医療による療養をされたとき、先進医療給付金をお支払いします。(支払額を通算して2,000万円限度となります。) また、先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき、1回の療養につき、先進医療給付金の支払額の20%相当額の先進医療支援給付金をお支払いします。(1回の療養につき、100万円限度です。)
	限定告知医療用新三大疾病保険料免除特約	新三大疾病(※7)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

目 的	特 約 名	内 容
限定告知型 医療保険（M2） (入院治療給付型) と限定告知認知症 一時金特約付払込 期間中無解約返戻 金限定告知骨折治 療保険を 充実させるために	限定告知介護一時金特約	<p>つぎのいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。</p> <p>(1) 公的介護保険制度により要介護1以上と認定 (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態（※6）に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3) 所定の高度障害状態に該当 介護一時金のお支払いは1回限りです。 介護一時金が支払われる場合、当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。</p>
	限定告知介護年金特約	<p>つぎのいずれかに該当したとき、介護年金をお支払いします。</p> <p>(1) 公的介護保険制度により要介護3以上と認定 (2) 満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態（※5）に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3) 所定の高度障害状態に該当 被保険者が生存している限り、終身にわたって年金をお支払いします。</p>
	限定告知医療用特定疾病 診断保険料免除特約	特定疾病（※4）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

※1 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障（医療用新先進医療特約、限定告知医療用新先進医療特約（支援給付金付）、新がん先進医療特約など）にご加入されている場合には、付加できません。また、先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

※2 医療用新がん診断給付特約と同時付加が必要です。

※3 対象となる七大疾病は、医療用保険料免除特約・医療用総合生活障害保障特約では範囲が異なります。詳しくは、ご契約のしおり・約款をご覧ください。

※4 対象となる特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中です。

※5 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護3以上に相当する当社が定める状態を指します。

※6 「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護1以上に相当する当社が定める状態を指します。

※7 対象となる新三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患です。

特約の説明

§ 低解約返戻金型終身保険のための特約

目的	特 約 名	内 容
所定の介護状態となつた場合の保障を充実させるために	介護一時金特約	つぎのいずれかに該当したとき、介護一時金をお支払いします。 (1)公的介護保険制度により要介護1以上と認定 (2)満65歳未満の被保険者が所定の要介護状態(※)に該当し、その状態が180日以上継続したと医師により診断確定 (3)所定の高度障害状態に該当 介護一時金のお支払いは1回限りです。 介護一時金が支払われる場合、当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金にかえて年金でのお支払いを選択することができます。

※「所定の要介護状態」は、公的介護保険制度の要介護1以上に相当する当社が定める状態を指します。

§ がん保険のための特約

目的	特 約 名	内 容
終身がん保険(C2) (がん治療給付型) 終身がん保険(C3) (がん診断給付型) を充実させるために	がん診断給付特約 (C2のみ付加可能)	がんと診断確定されたとき、がん診断給付金をお支払いします。 ＊2回目以降のがん診断給付金のお支払いは、前回のがん診断給付金の支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過していることが必要です。
	抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約 (C3のみ付加可能)	所定の抗がん剤またはホルモン剤による治療を受けられたとき、抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。また、自由診療による所定の抗がん剤・ホルモン剤治療を受けられたとき、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお支払いします。
	がん入院特約	がんによる入院をされたとき、がん入院給付金をお支払いします。
	がん外来治療給付特約 (※1)	がんによる外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療を受けられたとき、がん外来治療給付金をお支払いします。
	新がん先進医療特約 (※2)	がんにより先進医療による療養をされたとき、がん先進医療給付金をお支払いします。(支払額を通算して2,000万円限度となります) また、がん先進医療給付金が支払われる場合、がん先進医療支援給付金をお支払いします。(1回の療養につき15万円です。)
	がん保険料免除特約	初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

※1 C2に付加する場合、がん診断給付特約と同時付加が必要です。

※2 被保険者が、既に当社で所定の先進医療関係の保障(医療用新先進医療特約、限定告知医療用新先進医療特約(支援給付金付)、新がん先進医療特約など)にご加入されている場合には、付加できません。また、先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

§ 保険料を割安にするための特約

目的	特 約 名	内 容
健康状態などにより保険料を割安にするために	健康体料率特約(主契約用)	ご契約時の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合に、主契約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。 無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型定期保険または低解約返戻金型定期保険の場合、ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態などが改善したとき、保険料率を変更することもできます。
	健康体料率特約(特約用)	喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合に、定期保険特約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。

§ 長期傷害保険のための特約

目的	特約名	内容
長期傷害保険を充実させるために	長期傷害用災害入院特約	不慮の事故または所定の感染症により、継続して2日以上入院のとき、災害入院給付金をお支払いします。

※長期傷害保険には長期傷害用災害入院特約の付加が必要です。

§ 低解約返戻金型終身保険のための特約

目的	特約名	内容
低解約返戻金型終身保険を充実させるために	特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病(※)により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

※対象となる特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中です。

§ 無解約返戻金型収入保障保険のための特約

目的	特約名	内容
無解約返戻金型収入保障保険を充実させるために	七大疾病・就労不能保険料免除特約(※2)	つぎのいずれかに該当したとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。 (1) 七大疾病(※1)により所定の事由に該当 (2) 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (3) 所定の就労不能状態に該当
	無解約返戻金型就労不能保障特約(※3)	つぎのいずれかに該当したとき、就労不能年金をお支払いします。 (1) 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。 (2) 所定の就労不能状態に該当 ＊年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。
	無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約(※2)(※3)	つぎのいずれかに該当したとき、生活サポート年金をお支払いします。 (1) 七大疾病(※1)により所定の事由に該当 (2) 所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院

※1 対象となる七大疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

※2 「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

※3 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。

特約の説明

§ 変額保険のための特約

目的	特約名	内容
変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）と変額保険（V2）（死亡保障型）を充実させるために	変額用保険料免除特約（※1）	三大疾病（※2）により所定の事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要になります。

（※1）特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用はいたしません。

（※2）対象となる三大疾病とは、がん、心疾患、脳血管疾患です。

閲覧用

5

各特約と保険種類の組み合わせ一覧

特 約	定期保険特約	養老保険特約	災害死亡特約	リビング・ニーズ特約	健康体料率特約(主契約用)※2	特定疾病診断保険料免除特約	変額用保険料免除特約	無解約返戻金型就労不能保障特約	七大疾病・就労不能保険料免除特約	介護一時金特約	年金支払特約	指定代理請求特約	年金移行特約	介護前払特約
主 契 約														
終身保険	● ※1	● ※1	●	●		● ※2					● ※1	●	● ※3	●
無選択型終身保険				●							●	●		
低解約返戻金型終身保険	● ※1		●	●		● ※2	●			● ※1	●	● ※3	●	●
特定疾病前払式終身保険												●		
定期保険	●	●	●	●	●	●	●				●	●		
低解約返戻金型定期保険		●	●	●	●	●					●	●		
無解約返戻金型定期保険	●	●	●	●	●	●					●	●		
通増定期保険				●							●	●		
無解約返戻金型収入保障保険	●		●	●	●	● ※2			● ※4	● ※4			●	
養老保険	● ※1	● ※1	●	●		● ※2					● ※1	●		
無配当 变額保険(V1) (就労不能・介護保障型)				●				●			●	●	● ※3	
無配当 变額保険(V2) (死亡保障型)				●			●				●	●	● ※3	
特定疾病保障保険											● ※1	●		
総合生活障害保障保険 無解約返戻金型総合生活障害保障保険											●	●		
5年ごと利差配当付 こども保険											●			

■ 特約の組み合わせにより、付加できるものと付加できないものがあります。

■ 医療保険(M1-O1)、限定告知型医療保険(M2)(入院治療給付型)、限定告知認知症一時金特約付払込期間中無解約返戻金限定告知骨折治療保険、終身がん保険(C2)(がん治療給付型)、終身がん保険(C3)(がん診断給付型)、長期傷害保険に付加できる特約につきましては、それぞれの保険種類の説明をご覧ください。

※1無配当にのみ付加できます。

※2定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます。

※3主契約の締結時に付加することはできません。

※4七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。

6

契約者配当金について

つぎの保険種類については、契約者配当金をお支払いします。

- ・5年ごと利差配当付終身保険
- ・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険
- ・5年ごと利差配当付養老保険
- ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- ・5年ごと利差配当付こども保険

●契約者配当金のお支払い

○契約者配当金は責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

○当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合、契約者配当準備金を積み立てます。

○この場合、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

○つぎのような場合には、5年ごとの契約者配当金のお支払い前でも、責任準備金などの運用成果に応じて配当金をお支払いします。

- ・契約日から1年経過後に保険金などの支払事由に該当したことによりご契約が消滅した場合
- ・契約日から2年経過後に解約・減額などをされた場合

*契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

*解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金などの支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

●当社の終身保険、低解約返戻金型終身保険、養老保険には、無配当と5年ごと利差配当付の2種類があります。

無配当	5年ごと利差配当付
○契約者配当金はありません。	○責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。 ○無配当に比べ、同じ保障内容の場合、保険料は割高となります。
	*契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績などによって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

7

ご利用いただける制度

中途増額制度

- お手持ちのご契約に新たに上乗せして保障を大きくできます。

- ライフサイクルに合わせた保障必要額を増額できます。

- 既契約の保険期間に合わせて増額できます。

〈お取扱い〉

- 中途増額できるご契約

無配当定期保険、医療保険（M I – O 1）、無配当特定疾病保障定期保険

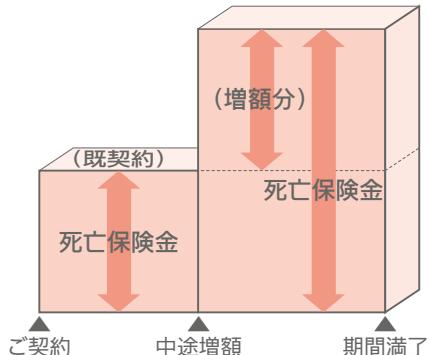
- 契約日または直前の増額日、復活日から2年以上経過していることが必要です。

- 増額後の保険料はご契約時（更新時）の年齢により計算し、責任準備金差額、保険料差額は一括してお払い込みいただきます。

- 中途増額にあたっては告知または診査が必要です。

- お取扱いについて、詳しくは担当者にご確認ください。

〈しくみと特徴〉



8

保障の見直しをご検討の方へ

閲覧用

特約の中途付加

- お手持ちのご契約に新たに特約を付加して保障を大きくできます。

- 現在の保険期間や保障内容はかえずに、死亡保障や入院保障を増やすことができます。

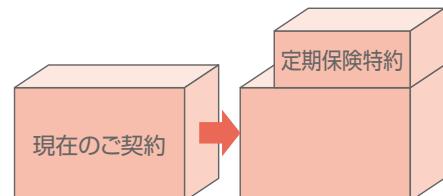
〈お取扱い〉

- 中途付加時の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。

- 中途付加にあたっては告知または診査が必要です。

- 保障の見直しの際には被保険者の同意が必要です。

- 中途付加できる特約につきましては、担当者にお問い合わせください。



追加契約

- お手持ちのご契約に追加して、新たに別の新しい保険にご契約いただくことができます。

- 現在の保障内容はそのまま継続し、その契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。

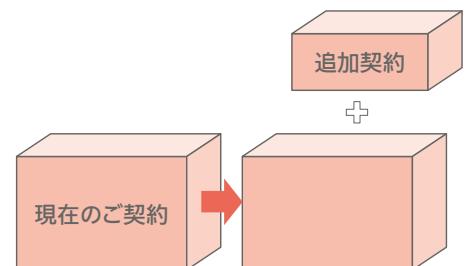
- ご契約は2件になります。

〈お取扱い〉

- 新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料と合わせてお払い込みいただきます。

- 追加契約にあたっては告知または診査が必要です。

- 保障の見直しの際には被保険者の同意が必要です。



ご契約に際しては必ずご覧ください

このご案内は概要を説明しています。ご検討にあたっては必ずパンフレット・設計書などをご覧ください。またご契約の際には「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

クーリング・オフ(お申込みの撤回)について

クーリング・オフができる期間の起算日(※1)からその日を含めて15日(日曜・祭日を含む)を経過するまでは、書面または電磁的記録(※2)によりご契約のお申込みを撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回など」といいます。)することができます。生命保険契約は長期にわたる契約なので、ご契約に際しては充分ご検討くださるようお願いします。お申込みの撤回は、必ず前記の期間内(15日以内消印有効)に、必要事項を記載した書面に自署し当社の支社もしくは本社あてに郵便で発信、または、電磁的記録によりお申し出ください。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。なお、つぎの場合にはこのお取扱いをいたしません。

(1)当社が指定した医師の診査を受診された場合

(2)債務履行の担保のための保険契約の場合

(質権設定契約である場合)

(3)ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合
※1クーリング・オフができる期間の起算日は下表のとおりです。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	・口座振替扱 ・団体扱、特別団体扱、集団扱 (第1回保険料を団体または集団を経由してお払込みいただく場合)	申込日
	団体扱、特別団体扱、集団扱 (第1回保険料(相当額)をお客さまが当社に直接お払込みいただく必要がある場合)	申込日または第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加していない	クレジットカード扱	申込日またはカードの有効性などが確認できた日のいずれか遅い日
	・口座振替扱 ・団体扱、特別団体扱、集団扱 ・送金扱	申込日または第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日

※2電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。当社では、電磁的記録による申出の窓口をつぎの公式ウェブサイト上に設けています。

■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

告知義務と告知義務違反について

契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態などの重要なことがらについて保険会社に告知していただきます。これを「告知義務」といいます。診査を行うご契約の場合には、当社の指定した医師がいろいろなことがらについておたずねしますので、その医師にありのままをお話しください。診査を行わないご契約の場合には、告知書などに契約者または被保険者自身でありのままを告知してください。当社の募集代理店・営業社員に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことになりません。重要なことがらについて告知がなかったり、故意に事実をまげて告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、会社はご契約の効力を消滅させることができます。

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

ご契約にあたって特に重要な事項については「ご契約

に際しての重要事項」をご覧ください。その他、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

記載事項の例

- お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)について
- 健康状態などの告知について
- 保障の開始時期(責任開始期)について
- 保険金・給付金などをお支払いできない場合
- 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について
- 解約と解約返戻金について
- 現在のご契約の解約などを前提とするお申込みについて
- 変額保険(V1)(就労不能・介護保障型)、変額保険(V2)(死亡保障型)に関しては「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。
- お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在のご契約については、解約をしなくても、特約の中途付加や追加契約などの方法によって、保障内容を見直すことができる場合があります。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合払込保険料の合計額(減額の場合は減額に対応する払込保険料)より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在の保険契約と新たな保険契約で異なることがあります。たとえば予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、告知義務違反の場合

責任開始日から3年以内の自殺の場合・責任開始期前の発病の場合などには、保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合があります。

- 新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

保険金などをお支払いできない場合について

つぎのような場合などには、死亡保険金・給付金などのお支払いはできません。

- 責任開始日(復活日)から3年以内に被保険者が自殺したとき
- 契約者・被保険者・受取人の故意や契約者・被保険者の重大な過失が判明したとき
- 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存が判明したとき

解約について

生命保険ではお払い込みいただいた保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

保険料のお払込みについて

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を続ける方法があります。

- 一時的に保険料の都合がつかないとき
 - 自動振替貸付
- 途中から保険料を支払わずに契約を有効に続けたいとき
 - 払済保険への変更
 - 延長保険への変更
- 保険料の負担を軽くしたいとき
 - 保険金額の減額

※保険種類により、取り扱えない場合もあります。

ご契約に際しては必ずご覧ください

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（社員・募集代理店）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また変額保険の取扱いは生命保険募集人のうち、別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取扱うことができます。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、「巻末」に記載の当社お問い合わせ窓口までお問い合わせください。⇒巻末

金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客様はつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。
したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 本商品の取扱金融機関が法令などに違反してお客様に損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。なお、本商品の引受責任は引受保険会社にあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にもご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客様の範囲ならびにご契約の条件に制限があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。なお、保険ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

- 金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）、 変額保険（V2）（死亡保障型）について

このご案内は概要を説明しています。ご検討にあたっては必ずパンフレット・設計書などをご覧ください。またご契約の際には「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

特別勘定について

- この保険は、資産運用の結果が、積立金額、解約返戻金の額等の変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産（以下、「特別勘定資産」といいます。）を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用いたします。
- この保険には運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定があり、ご契約者が繰入先および繰入割合を決められるようになっています。この複数の特別勘定資産は、それぞれ独立して管理・運用されています。
- 特別勘定の資産運用は一定の収益性を期待できますが、一方で株式や債券等の価格の下落・為替の変動などによる投資リスクも負うことになります。この保険では資産運用の結果とリスクがともにご契約者に帰属します。
- この保険の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、「変額保険（V1）（就労不能・介護保障型）」および「変額保険（V2）（死亡保障型）」のご契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはできません。
- ご契約者は特別勘定資産の運用方法について一切の指図はできません。

投資リスクについて

- 特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク・デリバティブ取引のリスク等の投資リスクがあります。そのため、株式や債券等の価格の下落・為替の変動等により、積立金額、解約返戻金の額等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります（積立金額や解約返戻金の額に最低保証はありません。）。
- これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補て

んをすることはありません。

ご負担いただく費用について

この商品は、一般的な生命保険商品と異なりお客様にご負担いただく費用があります。この保険にかかる費用の合計額は、保険関係費用および運用関係費用の合計額です。また、解約控除や年金管理費をあわせてご負担いただく場合もあります。詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

解約返戻金に関する事項

- この保険の解約返戻金の額は、運用実績により毎日変動（増減）し、運用実績によっては、払込保険料累計額を下回る場合があります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 当社が解約に必要な書類を受け付けた日（解約日）の積立金額を解約返戻金としてお支払いします。ただし、解約日における保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数が5年末満の場合は、積立金額から解約控除額（※）を差し引いた金額をお支払いします。
(※)解約控除額は、基本保険金額、保険料払込期間、保険料の払込年月数および保険契約の経過年月数などにより異なります。
- 解約返戻金の最低保証はありません。

MEMO

閲覽用

お問い合わせ・ご相談などについて

①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

○契約者ご本人さま（保険金・給付金などのご請求は受取人さま）からお願いします。

○保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

○お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

○各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口
■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く）	カスタマーセンター  0120-563-506 平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
お手続き例	
① 転居、町名変更、通信先変更 ② 名義変更、受取人変更、改姓 ③ 保険証券紛失 ④ 保険料振替口座の変更	⑤ ご契約内容の変更、解約 ⑥ ご契約内容のお問い合わせ ⑦ その他お手続き
■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170 平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)
・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ	
・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 平日9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 平日9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社公式ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.himawari-life.co.jp/>

Webサービスでの各種お手続きについて

MYひまわり（Webサービス）では、24時間365日いつでも以下の各種お手続きができます。

○契約内容の確認・給付金の請求・保険料振替口座の変更・クレジットカード変更・保険料控除証明書の再発行、名義変更等（一部、お取扱いできない場合があります）

【新規登録の方はこちら】 https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/registration/0010	
【登録済みの方はこちら】 https://mylinkx.himawari-life.co.jp/mylinkx/	

- 
- この保険種類のご案内は2025年12月現在で作成しております。
 - ご検討にあたって、詳しくはそれぞれの保険種類、特約のパンフレットをご覧ください。
 - 生命保険文化センターでは、生命保険の正しい利用のしかたなどをやさしく説明したパンフレットを作成しております。ご希望の方は以下へお申し出くださいれば実費にてご送付いたします。
- (公財)生命保険文化センター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階 TEL 03(5220)8510(代表)
<インターネットホームページ> <https://www.jili.or.jp>
- 

閲覧用

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト><https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先